

平成 17 年 12 月 26 日課法 2－14「法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」正誤表

第 2 連結納税基本通達関係

区 分	正	誤	内 容
68 ページ目 上から 16 行目 (改正後 8－1－29)	…… <u>当該連結事業年度終了の時</u>	…… <u>当該事業年度終了の時</u>	「当該事業年度」 →「当該連結事業 年度」

第 4 租税特別措置法関係通達（連結納税編）関係

区 分	正	誤	内 容
194 ページ目 上から 15 行目 (改正前 68 の 68(6) －11)	…… <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 10 号から第 15 号まで</u> ……	…… <u>措置法 62 条の 3 第 4 項第 10 号 から第 15 号まで</u> ……	「措置法 62 条の 3」→「措置法第 62 条の 3」
194 ページ目 上から 15 行目 (改正後 68 の 68(6) －11)	…… <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 11 号から第 16 号まで</u> ……	…… <u>措置法 62 条の 3 第 4 項第 11 号 から第 16 号まで</u> ……	「措置法 62 条の 3」→「措置法第 62 条の 3」
209 ページ目 上から 1 行目 (標題)	三十一 第 68 条の 93 の 2～第 68 条の 93 の 5 《連結法人の特定外国 信託に係る所得の課税の特例》関係	三十一 第 68 条の 93 の 2～第 68 条 93 の 5 《連結法人の特定外国信 託に係る所得の課税の特例》関係	「第 68 条 93 の 5」→「第 68 条 の 93 の 5」
209 ページ目 上から 2 行目 (改正後見出し)	<u>第 68 条の 93 の 2～第 68 条の 93 の 5 《連結法人の特定外国信託に係る 所得の課税の特例》関係</u>	<u>第 68 条の 93 の 2～第 68 条 93 の 5 《連結法人の特定外国信託に係る所 得の課税の特例》関係</u>	「第 68 条 93 の 5」→「第 68 条 の 93 の 5」